

# 三重とこわか国体四日市市環境衛生対策要領

## 1 趣旨

この要領は、三重とこわか国体四日市市環境衛生対策実施要項に基づき、三重とこわか国体における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携するとともに、地域住民、民間団体の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

## 3 実施内容

### (1) 環境衛生に関する意識の向上

実行委員会は、清掃活動等により、競技会場、練習会場、駐車場及びその周辺等（以下「競技会場等」という。）並びに道路、河川、公園等の公共の場所の美化に努める。

また、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等の意識向上に努める。

### (2) 競技会場等の環境美化

ア 競技会場等には、必要に応じて、四日市市の「ごみと資源物の出し方」に沿って分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。

イ 競技会場等の清掃は、会場ごとに清掃体制を整え、効果的に実施する。

ウ 競技会場等のトイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を行い、衛生的に管理する。

エ 競技会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持し、美化に努める。

### (3) 生活環境の美化

ア 実行委員会は、競技会場等における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

イ ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄、空き缶のポイ捨て禁止を呼びかけるなど啓発を行う。

ウ 公園及び公衆トイレは、衛生的な維持管理を図る。

## 4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

## 附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行する。